

デイサービスセンター 金沢弁天園

「指定通所介護」重要事項説明書 (三者用)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第 0870201019号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	6
6. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 克信会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県日立市東金沢町4丁目16番10号 |
| (3) 電話番号 | 0294-28-7680 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐藤 克 |
| (5) 設立年月 | 平成16年10月13日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成18年3月27日指定

茨城県 0870201019号

※当事業所は特別養護老人ホーム金沢弁天園に併設されています。

(2) 事業所の目的 指定介護予防通所介護・指定通所介護は、介護保険法法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に、通所介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 デイサービスセンター 金沢弁天園

(4) 事業所の所在地 茨城県日立市東金沢町4丁目16番10号

(5) 電話番号 0294-28-7680

(6) 事業所長(管理者)氏名 林 一美

(7) 当事業所の運営方針

施設利用者の人間性を尊重し、施設の健全な環境と明るく楽しい施設づくりに努め、利用者が安心して生活できるように致します。

① 安らぎと活力のある施設づくり

施設利用者やその家族の願いや思いを大切にし、利用者と施設職員が一体となり、人と人との暖かいふれあいを重視し、生き生きとした生活が送れるよう利用者本位の施設を実現致します。

② 地域交流と処遇サービスの実現

地域社会との幅広い交流を推進するため、施設諸活動のボランティアを積極的に受け入れるなど地域と密着した福祉施設となるよう努力致します。

(8) 開設年月 平成18年3月27日

(9) 利用定員 25名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 日立市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日	
受付時間	月～土曜日 9時～17時 (1月1日～1月3日は休みとなります)	
サービス提供時間	要支援者 総合事業対象者	月～土曜日 ① 9時30分～12時00分 ② 13時30分～16時00分
	要介護者	月～土曜日 9時30分～16時30分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 数
1. 事業所長（管理者）	1 名（常勤兼務）
2. 介護職員	3 名以上（非常勤含む）
3. 生活相談員	2 名（常勤1・兼務1）
4. 看護職員 兼 機能訓練指導員	1 名以上（非常勤）
5. 管理栄養士	1 名（常勤兼務）

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間：8：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間：8：30～12：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事（食事代は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）12：00～13：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご利用者の排せつの介助を行います。

④送迎

- ・当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間を送迎いたします。（送迎費用は無料です）

ご利用者様が施設の送迎にて帰宅される際に、事情やむを得ずご家族不在となる場合で

も、事前に同意を頂いた上で帰宅していただく場合があります。なお、帰宅後の事故等に対して一切の責任は負いかねます。

☆通常の事業地域外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、通常の事業実施区域を超える地点からお住まい間の送迎費用として実費料金（1Km ごとに50円）をいただきます。

⑤時間の延長

- ・7時間以上8時間未満の利用時間の前後に時間延長がある場合、1時間から3時間までの間デイサービスのご利用時間を延長いたします。（要介護の方のみです）

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の介護保険負担割合及び要介護度に応じて異なります。）

◎要支援の方（日常生活支援総合事業対象者含む）

	月 額	
	総合事業対象者 要支援1 (月4回程度利用)	要支援2 (月8回程度利用)
基本利用料（月額）	1, 798単位	3, 621単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	72単位	144単位
運動機能向上加算	225単位	
科学的介護推進体制加算	40単位	
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位(6か月に1回を限度)	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ2 (※1)	259単位	486単位
合計金額 1割 (※2)	2, 523円	4, 741円
合計金額 2割 (※2)	5, 046円	9, 481円
合計金額 3割 (※2)	7, 568円	14, 221円

◎ 食事代は1食600円になります。（希望者のみ）

おやつ代は1食50円になります。

◎ 入浴料は基本利用料に含まれます。

◎ 要介護 1～5 に該当する方（ご利用 1 回に付きの料金です）

	ご利用 1 回に付きの料金（7 時間以上 8 時間未満）				
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本利用料	658 単位	777 単位	900 単位	1023 単位	1148 単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 8 単位				
個別機能訓練加算Ⅰイ	5 6 単位				
科学的介護推進体制加算	4 0 単位				
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	2 0 単位（6 か月に 1 回限度）				
入浴介助加算Ⅰ	4 0 単位				
介護職員等处遇改善加算Ⅰ 2（※1）	100 単位	114 単位	129 単位	144 単位	159 単位
合計金額 1 割（※2）	974 円	1,113 円	1,258 円	1,402 円	1,548 円
合計金額 2 割（※2）	1,948 円	2,226 円	2,515 円	2,803 円	3,096 円
合計金額 3 割（※2）	2,922 円	3,339 円	3,772 円	4,204 円	4,643 円
希望された方のみ下記の金額が合計金額にプラスされます。					
時間延長	1 時間	5 0 単位			
	2 時間	1 0 0 単位			
	3 時間	1 5 0 単位			

上記の料金表は一例です。昼食代は別途徴収致します。

注（※1）介護職員処遇改善加算Ⅰは、ご利用されるサービス加算の合計（上記の加算+

その他加算の合計）× 1 2 %となっておりますので、個人によって異なります。

（※2）日立市は地域区分 5 級地となります。よって介護保険額合計は、所定の総単位に 1 単位 10.45 を乗じた額の 1 割または 2 割・3 割を算出致します。

◎ その他加算

その他、ご希望や必要性をご相談させて頂いた上で、下記のサービスも実施致します。

○ 延長加算 1 時間 5 0 円 2 時間 1 0 0 円 3 時間 1 5 0 円 * 希望者のみ

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事代は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。（介護報酬改定等）

<加算について>

延長加算 ＊要介護の方のみです。

- ・ 7 時間以上 8 時間未満の利用時間の前後に時間延長がある場合、当日の延長部分について合算し、1 時間ごとに所定の加算をいたします。

サービス提供体制強化加算

- ・ 介護福祉士や一定の勤続年数のある職員がいる評価による加算です。
(職員の体制によりランクが変更される場合があります。)

個別機能訓練加算Ⅰ (運動機能向上加算)

- ・ 自立支援と日常生活の充実に資するよう複数種類の機能訓練項目を提供した場合に算定いたします。

送迎減算

- ・ 自宅と通所介護事業所との間に送迎を行わない場合に減算いたします。

介護職員処遇改善加算

- ・ 介護職員の処遇改善に関する見直しを介護報酬に円滑に移行するために、経過的な取り扱いとして、介護職員処遇改善加算が創設されました。
(職員に対する研修などの実施状況によりランクが変更となる場合があります)

科学的介護推進体制加算

- ・ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を 3 ヶ月に 1 回見直し、都度、厚生労働省に提出をします。

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ

- ・ 20 単位/回 (＊6 月に 1 回を限度とします)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条、第 6 条参照)

＊以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事代

当事業所で提供される 1 回あたりの食事代は以下のとおりです。

食事の自己負担金

- ・ 総合事業対象者、要支援者 600 円 (昼食代) 50 円 (おやつ代)
- ・ 要介護者 650 円 (昼食+おやつ代)

② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

材料代等の実費をいただきます。(一ヶ月 200 円～)

- ・ 総合事業対象者、要支援者 一ヶ月 100 円～
- ・ 要介護者 一ヶ月 200 円～

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

ゆうちょ銀行・銀行自動引き落とし（毎月20日引き落とし）となっております。

＜取引先銀行＞ 常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、
茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合

※手続きが間に合わない場合のみ、窓口での現金支払、又は下記指定口座へ
お振り込み下さい。

常陽銀行	多賀支店	普通預金	1784899
特別養護老人ホーム	金沢弁天園	理事長	佐藤 克

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者又は契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）[職名] 生活相談員 もしくは 事務長

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日

8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

行政機関その他苦情受付機関

日立市役所 介護保険担当課	所在地 日立市助川町1-1-1 電話番号 0294(22)3111 (内線217)
国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978-301 電話番号 029(301)1550
茨城県社会福祉協議会	所在地 水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内 電話番号 029(241)1133

7. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご入所者のご家族、市町村及び居宅介護支援事業者（担当ケアマネジャー等）へ連絡するとともに必要な措置を講じます。また、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

8. 非常災害対策について

運営規程 第 14 条に従い 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階
- (2) 建物の延べ床面積 5207.82 m²
- (3) 事業所の周辺環境

周辺には住宅が多く、公園が隣接しているので、自然に囲まれた静かな環境です。
全ての部屋が窓を通し外界に触れることが出来、大変明るくなっています。

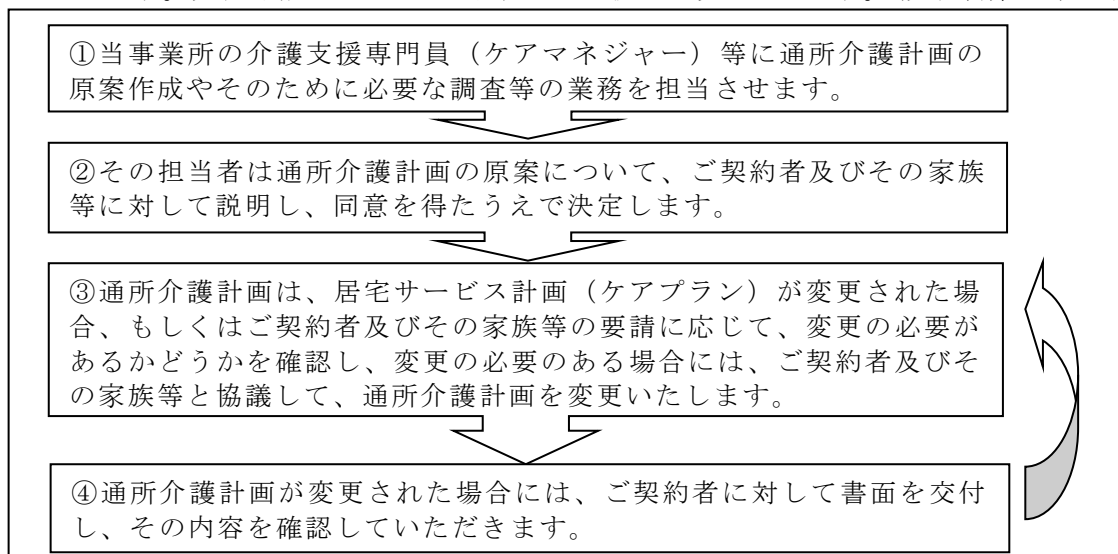
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員	…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。4 名以上（非常勤を含む）の介護職員を配置しています。
生活相談員	…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 2 名の生活相談員を配置しています。
看護職員	…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をを行います。 1 名以上の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員	…ご利用者の機能訓練を担当します。 1 名以上の看護職員を兼任で配置しています。

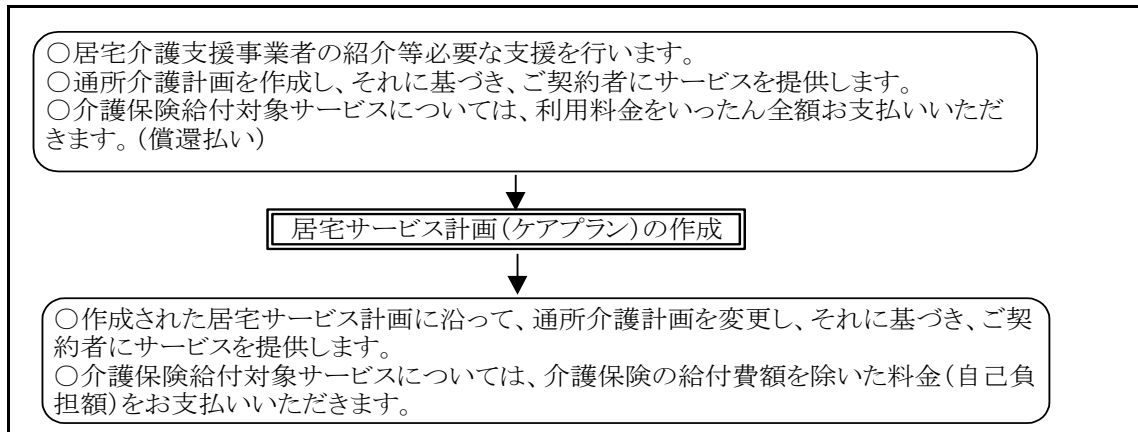
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第 3 条参照）

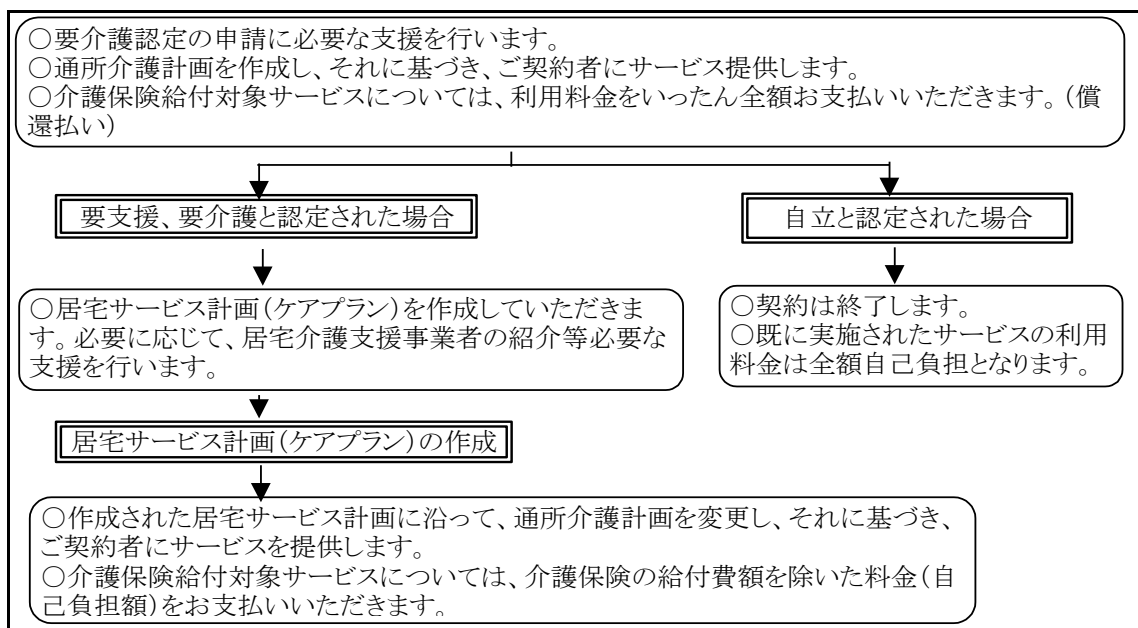


- (2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 介護認定を受けていない場合



4 . サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを日立市に通達するものとします。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項（契約書第 13 条、第 14 条参照）

（1）施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 18 条参照）

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご利用者が入院された場合③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	2. なし		

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター 金沢弁天園

説明者職名 生活相談員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供を受ける事に同意しました。

利用者もしくは代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印